

農業経営の持続的発展に向けた政策の実施を求める意見書

国は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、経営所得安定対策、米の生産調整の見直し、農地中間管理機構を通じた農地の集約化などの農業政策の改革を進めており、これらの政策は、我が国の農業を持続的に発展させるために大きな役割を果たすものである。

これらの政策により、経営所得安定対策等の活用や非主食用米への転換等が進んでいくが、平成30年度からの新たな需給調整に向けて安定的・継続的に実施するとともに、実情を踏まえてより一層の充実を図ることが不可欠である。

このような中、米の需要減少や豊作基調等による在庫数量の拡大を背景に、平成26年産米の価格が低迷しており、農業経営や地域経済への影響が懸念される状況にある。

特に、東日本大震災と原子力災害からの復旧・復興を目指して着実に歩みを進めていく当県にとって、米の価格下落は地域農業の復旧・復興に大きな影を落とすものである。

よって、国においては、将来にわたる農業経営の持続的発展と当県の復旧・復興の実現に向け、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 現在検討を進めている食料・農業・農村基本計画に、我が国の食料自給率の向上に資するため、長期的な視点に立った稲作経営の安定化に係る様々な対策を明確に位置づけ、その実現を図るための具体的な施策を示すとともに、非主食用米等の生産拡大目標を定めること。
- 2 豊作等で主食用米が供給過剰になった場合、主食用米を非主食用米へ転換するなどの米価安定につながる仕組みを構築すること。
- 3 主食用米の需給調整と国産飼料原料の安定供給を推進するため、水田活用の直接支払交付金等の継続及び安定的な予算の確保を図ること。
- 4 米の需給バランス改善のため、主食用米の消費拡大を国を挙げて推進するとともに、本格的な輸出促進対策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

衆議院議長
参議院議長 あて
内閣総理大臣
農林水産大臣

福島県議会議長 平出孝朗